

西之表市市シンボルマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、市シンボルマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において市シンボルマークとは、平成20年西之表市告示第137-3号により制定された市シンボルマーク（以下「マーク」という。）をいう。

(使用の承認)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、マークの使用を承認することができる。

- (1) 市民等が行う行事で、市が共催、後援又は協賛する場合
- (2) 市民等が行う行事で、市の施策の推進上有益であると認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要と認めた場合

2 市長は、使用の承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第4条 マークの使用料は、無料とする。

(使用承認の申請等)

第5条 マークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市シンボルマーク使用申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市、市が出資する法人又は市内の公共的団体については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、市シンボルマーク使用承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マークの使用を承認しないことができる。

- (1) 営利活動又は特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがあるとき。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 市の信用や品位を害したり、イメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の信用を高めるために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として利用されるおそれがあるとき。
- (7) その他市長がマークの使用を不相当と認めるとき。

4 市長は、前項の申請を不承認したときは、市シンボルマーク使用不承認通知書（別記第3号様

式)により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、前条の規定によりマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、既にした使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用の承認に際し付した条件に違反したとき。

(2) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。

2 市長は前項の使用承認の取消しを行ったときは、市シンボルマーク使用承認取消通知書（別記第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その補償の責めを負わない。

(使用結果報告)

第7条 使用者は、市長が使用結果報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月24日から施行する。